

第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名称

第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 委託期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和7年3月25日（火）までとする。

3. 目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、子育て世代へのニーズ調査、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、第3期白子町子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

I. 令和5年度業務

1. 第2期白子町子ども・子育て支援事業計画の軽微な修正

現行の第2期白子町子ども・子育て支援事業計画について、組織改編その他町が必要と認める項目等を修正するためのアドバイスを行う。

また、修正版について、町HPに掲載するためのデータを作成し、納品する。

2. 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定業務

(1) ニーズ調査の実施

地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や意向についてニーズ調査を行う。

【ニーズ調査の実施概要】

調査対象	① 未就学児童の保護者 200票（回収率80%見込み） ② 小学生児童の保護者 350票（回収率80%見込み） （1年生から6年生）
調査票及び調査方法	調査票の作成及び印刷 調査用封筒及び返信用封筒の作成 調査票には二次元コードを付すなどし、Webを使用した回答も受け付けること 郵送及び保育所、学校を經由し配付する。なお、郵送準備は受託者が行い、また、郵送にかかる費用については、受託者の負担とする。 保育所、学校への配付は町が行う。 宛名ラベルについては、町が用意する。 保育所、学校を經由して配付した調査票は町で回収する。
設問設計	受託者は、国の手引きや基本指針を基に、現在の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案提案を行う。 白子町子ども・子育て会議の意見を受けて、調査項目の一部を見直し、または追加する場合がある。詳細は、町と協議のうえ定めるものとする。

(2) 会議の運営支援

白子町子ども・子育て会議（2回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

II. 令和6年度業務

(1) ニーズ調査の分析

令和5年度に実施したニーズ調査の結果について集計・分析を行い、報告書として取りまとめる。

(2) 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査結果及び第2期計画の取組への評価などを整理し、白子町の子ども・子育て支援に関わる課題を抽出する。

(3) 需要量の推計及び目標量の設定

ニーズ調査結果及び過去のサービス利用実績等から、白子町子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(4) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の目標量や事業計画の方向性を反映した事業計画案を作成する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 会議の運営支援

白子町子ども・子育て会議（4回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

III. 共通業務

(1) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は1回以上の頻度で町を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

(2) 完了検査

受託者は、業務実施成果品を町に提出し、検査担当職員の検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による検査担当職員の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

(3) 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

(4) 納入場所

本業務の納入場所は白子町住民課とする。

(5) 子ども・子育て支援やこども施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び町において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約30件程度、提供すること。

(6) 子ども・子育て支援やこども施策に関する情報提供支援

子ども・子育て（こども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して町に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

5. 成果品

- ・第2期白子町子ども・子育て支援事業計画修正版：データ一式
- ・ニーズ調査報告書（A4判、150頁程度）：データ一式
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画 100部（A4判、1色刷 100頁程度）及びデータ一式
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画概要版（A4判、8頁程度）：データ一式
- ・情報提供資料一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ町と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ニーズ調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- ・受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。
- ・本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、全国で第2期子ども・子育て支援事業計画の支援実績が100件以上あること。
- ・業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、町が著作権、所有権等を持つものとし、町が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。また、町の承認を受けずに複製、第三者への公表、貸与等をしてはならない。